

# 独立行政法人国立美術館役員報酬規則

平成13年 4月 2日  
国立美術館規則第18号

## (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の2の規定に基づき、独立行政法人国立美術館の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について定めることを目的とする。

## (役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤役員については、俸給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

## (報酬の支給)

第3条 俸給、地域手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の月額を毎月17日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

## (俸給)

第4条 常勤役員の俸給月額を、次のとおりとする。

理事長 968,000円

理事 708,000円から968,000円までの範囲内で理事長が決定する額

## (地域手当)

第5条 地域手当は、独立行政法人国立美術館職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）

第23条の規定に基づく職員に対する地域手当の例に準じて、常勤役員に対し支給する。

2 地域手当の月額は、俸給月額に、東京都特別区に在勤する役員にあつては100分の20を、大阪府に在勤する役員にあつては100分の16を、京都府に在勤する役員にあつては100分の10を、石川県に在勤する役員にあつては100分の3を乗じて得た額とする。

3 役員がその在勤する地域を異にして異動した場合に、異動後の地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に受けていた地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該役員には、当該異動の日から3年を経過するまでの間、職員給与規則第23条第2項の規定に準じて地域手当を支給する。

## (通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規則第25条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、職員給与規則に基づき決定される額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する通勤手当の例に準ずるものとする。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、職員給与規則第26条に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 単身赴任手当の月額、職員給与規則に基づき決定される額とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される常勤役員との権衡上必要があると認められるものについては、職員に対する単身赴任手当の例に準じて単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する単身赴任手当の例に準ずるものとする。

(期末特別手当)

第8条 期末特別手当は、毎年6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日1月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員であつては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給月額及び地域手当の月額並びに俸給月額及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 前項の規定による期末特別手当の額は、理事長が次に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。

- 一 理事長 文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案して、前項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額
- 二 理事長以外の常勤役員 文部科学大臣の項目別の業績評価、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して理事長が決定する評価に基づき、前項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額

4 前3項の規定によるもののほか、期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。

(日割計算)

第9条 新たに役員となった者には、その日から俸給及び地域手当（以下本条において「俸給等」という。）を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給等を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給等を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月までの末日まで支給するとき以外のときは、その俸給等の額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員の非常勤役員手当は、次のとおりとする。

月額 120,000円

2 支給に関しては、当月分の実績に応じて、翌月の支給定日に支給する。この場合において、第3条第1項のただし書きの規定を準用する。

(報酬の支払方法)

第11条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第12条 この規則により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、職員給与規則に基づく職員に対する給与に関する事項の定めを準ずるものとする。

#### 附 則

この規程は平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年11月7日 国立美術館規程第62号)

(施行期日等)

この規則は、平成13年11月7日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年11月28日 国立美術館規程第14号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(平成14年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

2 平成14年12月に支給する期末特別手当の額は、第1条の規定による改正後の独立行政法人国立美術館役員報酬規則（以下この項において「改正後の役員報酬規則」という。）第8条第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。

一 平成14年12月1日まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（以下次号において「継続在職期間」という。）について支給される報酬のうち俸給、調整手当及び期末特別手当（次号において「俸給等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の役員報酬規則による俸給月額により算定される俸給等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末特別手当に関する経過措置)

3 平成15年6月に支給する期末特別手当に関する第2条の規定による改正後の独立行政法人

国立美術館役員報酬規則第8条第2項の規定の適用については、当該規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則（平成15年10月30日 国立美術館規則第26号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。  
（平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の第8条第2項にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
  - 一 平成15年4月1日において役員が受けるべき俸給、調整手当、通勤手当及び単身赴任手当（第14条第2項括弧書きに規定する給与法適用職員の例に準じた額を除く。）の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から同年10月までの月数（同年4月1日から同年10月31日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の給与法適用職員の例に準ずる期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して給与法適用職員の例に準じて算定した月数を減じた月数）を乗じて得た額。
  - 二 平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額。

附 則（平成16年4月30日 国立美術館規則第11号）

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成17年11月25日 国立美術館規則第9号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。  
（平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の第8条第2項にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
  - 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給、調整手当及び単身赴任手当（第14条第2項括弧書きに規定する給与法適用職員の例に準じた額を除く。）の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数（同年4月1日から同年11月30日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されな

かった期間その他の給与法適用職員の例に準ずる期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して給与法適用職員の例に準じて算定した月数を減じた月数) を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則 (平成18年3月31日 国立美術館規則第15号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
(地域手当の改正に伴う経過措置)
- 2 平成24年3月31日までの間における役員の地域手当は、第5条中「100分の18」とあるのは「100分の17」、「100分の15」とあるのは「100分の14」と読み替えて適用する。

附 則 (平成20年6月30日 国立美術館規則第5号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月19日 国立美術館規則第24号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月9日 国立美術館規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年6月9日から施行し、平成21年6月1日から適用する。  
(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則 (平成21年6月23日 国立美術館規則第12号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日 国立美術館規則第18号)

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日 国立美術館規則第6号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月30日 国立美術館規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。  
(平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、

当該規定中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

附 則（平成24年3月30日 国立美術館規則第1号）

この規則は、平成24年3月30日から施行し、平成24年3月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日 国立美術館規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
（特例期間における報酬の支給）
- 2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額から、100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、次に掲げる手当の支給に当たっては、次の各号に掲げる手当の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - （1） 地域手当 当該役員の俸給月額の月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
  - （2） 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、勤務1時間当たりの報酬額は、第2項及び第3項により算出した報酬額を基礎額とする。

附 則（平成26年11月28日 国立美術館規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。  
（平成26年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成26年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、当該規定中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。

附 則（平成27年1月26日 国立美術館規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
（平成27年4月1日における俸給月額の改正に伴う経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続き在職する役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、平成30年3月31日（当該日までの間に任期が満了する場合はその満了日）までの間、改正後の俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（平成28年2月3日 国立美術館規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年2月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。  
（平成27年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成27年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、当該規定中「100分の162.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則（平成28年3月29日 国立美術館規則第22号）  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

- 附 則（平成29年1月27日 国立美術館規則第3号）  
（施行期日）
- 1 この規則は、平成29年1月27日から施行し、平成28年12月1日から適用する。  
（平成28年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
  - 2 平成28年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、当該規定中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

附 則（平成29年3月30日 国立美術館規則第9号）  
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

- 附 則（平成30年1月30日 国立美術館規則第2号）  
（施行期日）
- 1 この規則は、平成30年1月30日から施行し、平成29年12月1日から適用する。  
（平成29年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
  - 2 平成29年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、当該規定中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則（平成30年3月22日 国立美術館規則第19号）  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

- 附 則（平成31年1月29日 国立美術館規則第36号）  
（施行期日）
- 1 この規則は、平成31年1月29日から施行し、平成30年12月1日から適用する。  
（平成30年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
  - 2 平成30年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、当該規定中「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

- 附 則（令和2年1月31日 国立美術館規則第4号）  
（施行期日）
- 1 この規則は、令和2年1月31日から施行し、令和元年12月1日から適用する。  
（令和元年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
  - 2 令和元年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、当該規定中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。

附 則（令和2年3月19日 国立美術館規則第9号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

- 附 則（令和2年11月27日 国立美術館規則第15号）  
（施行期日）
- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。  
（令和2年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
  - 2 令和2年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、当

該規定中「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とする。

附 則（令和4年3月25日 国立美術館規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末特別手当に関するこの規則の適用については、第8条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末特別の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

附 則（令和5年1月27日 国立美術館規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年1月27日から施行し、令和4年12月1日から適用する。  
（令和4年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 令和4年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、当該規定中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則（令和6年1月30日 国立美術館規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年1月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。  
（令和5年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 令和5年6月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、当該規定中「100分の170」とあるのは「100分の165」とする。  
（令和5年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 令和5年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、当該規定中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。